

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900511号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900029号

第1 結論

昭和49年4月から昭和50年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月から昭和50年6月まで

昭和49年2月に県庁を退職した後、同年3月から4月頃にA郡B町(現在はC市)の実家に戻り、国民年金の加入手続を行った記憶や国民年金手帳を交付された記憶はないが、実家に国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、その納付書により同年4月から昭和50年6月までの国民年金保険料を毎月又は2、3か月分ずつ郵便局又は銀行で納付した。また、名前を「D」ではなく「E」と間違われることがあったので、ほかに記録がないかも調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年2月に県庁を退職し、同年3月から4月頃にB町の実家に戻った後、実家に送付されてきた納付書により請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という)「*」は、国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険オンラインシステムの記録により、昭和61年8月頃に払い出されたものと推認でき、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索(「F D」及び「F E」で検索)を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者は、昭和49年2月に県庁を退職した後、同年3月から4月頃にB町の実家に戻り、昭和50年7月に郵便局の正職員になったと陳述しているところ、住民票及び戸籍の附票により、昭和49年5月20日に請求者がG県H市から同町に転入していることが確認でき、社会保険オンラインシステムにより、昭和50年7月1日に請求者がI共済組合の組合員資格を取得していることが確認できることから、払出簿により、昭和49年2月から同年4月まで

にH市で払い出された手帳記号番号及び同年5月から昭和50年7月までにB町で払い出された手帳記号番号について全件調査を行ったが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできず、請求期間に係る国民年金保険料の納付書が請求者に発行されたとは考え難い。

さらに、請求者は、請求者や請求者と同居していた母親が国民年金の加入手続をしたことはなく、国民年金に加入した際に交付される国民年金手帳についても受け取ったことがないと陳述しているほか、昭和50年7月にI共済組合の組合員資格を取得した際にも国民年金の被保険者資格を喪失する手続をした記憶はないと陳述しており、国民年金保険料を郵便局又は銀行で納付したと主張しているものの、どの郵便局又は銀行で納付したかは記憶しておらず、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

なお、C市は、請求期間当時のB町における国民年金保険料の納付方法等の取扱いは資料がなく不明と回答しているが、J県が発行した昭和48年度、昭和49年度及び昭和50年度の「K誌」によると、当時、B町においては、国民年金の被保険者は大多数が納付組織に加入していたこと、当該納付組織による国民年金保険料の納付は3か月ごとで毎月は行われていなかったこと及び集金した国民年金保険料の金融機関への振込は行われていなかったことが記載されている。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。